

## 一般材の格付の表示の様式及び表示の方法

全部改正：昭和61年10月4日農林水産省告示第1681号  
一部改正：昭和62年4月27日農林水産省告示第501号  
一部改正：平成3年6月26日農林水産省告示第874号  
一部改正：平成3年6月27日農林水産省告示第886号  
一部改正：平成9年8月8日農林水産省告示第1257号  
一部改正：平成12年12月1日農林水産省告示第1474号  
一部改正：平成17年12月27日農林水産省告示第1999号  
一部改正：平成19年11月15日農林水産省告示第1415号  
一部改正：平成25年12月20日農林水産省告示第3086号  
一部改正：平成27年3月9日農林水産省告示第512号  
最終改正：平成30年3月29日農林水産省告示第686号

(適用の範囲)

第1条 この格付の表示の様式及び表示の方法は、一般材（製材、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材、集成材、直交集成板、単板積層材並びに構造用パネルを除く。以下同じ。）の格付の表示に適用する。

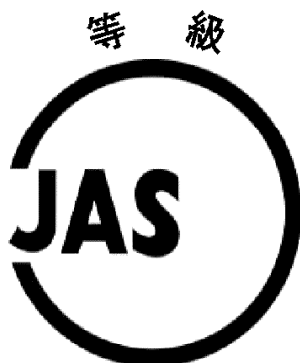
(表示の様式)

第2条 表示の様式は、一般材の素材にあつては別記様式のとおりとする。

(表示の方法)

第3条 表示の方法は、格付の都度、1個ごとに、見やすい箇所に付することとする。

別記様式（第2条関係）



### 認 証 機 関 名

- (1) 円の直径は、23mmから37mmまでとする。
- (2) 等級については、素材の日本農林規格（平成19年8月21日農林水産省告示第1052号）に規定する表示の方法により記載する。
- (3) 認証機関名は、略称を記載することができる。

最終改正の改正文（平成30年3月29日農林水産省告示第686号）抄  
平成30年4月1日から施行する。